

## 序章 太平洋西淵地域の国家間連携の可能性とその重要性

床谷文雄

太平洋西淵地域においては、それぞれの国内において、政治的、経済的、法的な改革が行われると同時に、国家間、地域間の連携、共同関係が重視されるようになってきている。とりわけ日本とオーストラリアは、地政学上、経度をほぼ同じくして南北の関係にあり、季節は逆になるが、時差は30分から数時間の範囲で、人が実際に動くにしても、また通信手段を使って同時的に交流を行うにしても、最もふさわしいパートナー関係にあるといえよう。オーストラリアの面積は日本の約20倍と広大であるが、人口は約6分の1であり、人口の集積している地域は限られている。都市部での経済、政治、社会問題には共通するものもある。オーストラリアは、その広大な国土内に豊かな自然を残し、国連の文化遺産として登録されているものも多い。国立公園として景観が保持され、観光資源としても貴重である。日本からオーストラリアにビジネス、観光、ワーキング・ホリデーなどで訪れる人はきわめて多く、日本に対するオーストラリアの関心も高い。現在の日本における英語教育の普及は言うまでもなくアメリカの影響であるが、オーストラリアにおける日本語教育の普及は、間違いなく、日本との交流に対する期待から生まれたものである。それは日本の経済力が世界のトップにあった時代に、日本に対する過大な期待から培われたものであるかもしれない。しかし、10年以上を経て、小学生の時から日本語を学んだ大学生が多くなっているということを確認するならば、今後、日本とオーストラリアとの間でいっそうの交流促進が期待できるであろう。

本研究では、初年度の最後に(2002年2月～3月)、オーストラリア現地訪問を実施し、専門家との研究交流を行った。特に、オーストラリア国立大学では、法学部、経済学部および社会科学研究所の研究者と3日間にわたるセミナーを実施し、意見交換を行った。経済取引や司法制度のグローバル化を受けて、取引グローバル化による経済面と司法抵触の問題、オーストラリアを中心とした司法制度全体にかかわる二国間条約の可能性、アジア地域の司法情報ネットワークの可能性について、討議した。また、わが国で進行中の司法制度改革に対するオーストラリア側の関心もあり、両国における法曹養成システムの違い、いずれの国でも大きな社会問題となっているドメスティック・バイオレンスに関する問題も、話題となった。

法律情報のネットワーク化の問題では、両国間の法制度が、一方の日本は大陸法圏に属しながらも、司法制度改革における裁判制度の見直しのなかで(裁判員制度の導入、日本版ロー・スクールと称される法科大学院)、アメリカ法の影響がいっそう強まっているが、それを通じてコモン・ロー法文化との融合がより現実的な課題となっていること、他方で、オーストラリアはアメリカと同じくコモン・ロー法圏に属しながらも、アジアにおけるブレゼンスを確立するために、日本や中国が基盤とするアジア法文化への関心を高めている

ことから、双方の法制度が変容しつつある現状について、実務上の必要性からのみならず、学問研究上からも、情報交流の安定化、アクセス可能性の確立が必要であることで意見が一致した。具体的な制度設計について今後、研究交流を継続したいと考えている。

これに関連して、インターネットの普及による新たな犯罪についての研究の必要性が指摘されるところ、特に性犯罪の温床となるポルノ、わいせつサイトの多くが日本に基盤を置くことが知られているが、日豪間においても、法律規制の不十分さが問題とされた。これについても今後、検討が進められることが望まれる。

法曹養成制度に関しては、日本の司法制度改革では、法曹希望者は、今後は、4年制大学の法学部を経てから、さらに法科大学院での専門教育を受け、さらに厳しい国家試験を受けることになることに対して、オーストラリア側からは疑問の声が挙げられた。オーストラリアの法律家養成システムについては、2001年の科研研究会で小川富之氏（広島経済大学助教授）が報告されたが、法曹養成についてはアメリカよりもイギリスの影響が強く、大学法学部がロー・スクールとして基本的講義のみならず、裁判実務に関わる科目、法律文書の作成に関する科目などかなり実践的な内容となっていて、大学学部レベルが法曹養成段階であり、大学を出てから法律事務所での研修を経て実務家となって行く方式がとられている。オーストラリアは連邦制国家であるがゆえに、各州で制度が異なる面があるが、日本の法科大学院が日本版ロー・スクールとして、アメリカのロー・スクールにもっぱら依拠して構想されていることに対しては、別の道もあることを強く印象づけられた。また、法学部と経済学部の両学部を卒業できるダブル・ディグリー制度が一般化していることも非常に興味深いものであった。ダブル・ディグリー制度は日本ではなじみがないが、学際的研究が真に発展するためにも、学部段階でのダブル・ディグリー制度の採用は、今後検討すべきものであろう（2004年度から関西学院大学が一部、ダブル・ディグリー制度を導入している）。

本研究の2年度には（2003年2月）オーストラリア国立大学から法学関係の2名の研究者をお招きし、これに加えて、タイおよびシンガポールからそれぞれ1名の経済学者の参加を得て、国内の専門家にも加わってもらって、国際シンポジウムを開催した。ソフト・ローの調和の問題、法および規制の国際的調和と相互承認、グローバル化のコスト、FTAの問題などについて、学際的な討議が行われ、貴重な機会となった。それぞれの報告内容の詳細は本成果報告書に収められている。

このシンポジウムの中で話題となったことから、特に司法制度改革の関連での民衆の司法参加の問題について触れておきたい。シンポジウムでは、オーストラリア国立大学のマーク・ノラン氏がオーストラリアにおける刑事裁判での素人参加についての状況を説明されたが、ちょうど日本でも、裁判員制度の導入がほぼ決まり、具体的なその中身の検討に入っていたところでもあり、非常に興味深かった。コモン・ロー諸国では、英国法制の影響を受けて導入された陪審員制度であるが、やはり長い年月の間に問題が生じてきている

ということであろう。シンガポールでは、イギリスの影響が強く残っているが、陪審員制度は存在しないこと、それに特に疑問はないということであった。このことは、アジアの国民性と陪審員制がうまく適合するのかという問題に対して、一つの示唆を与えるものであろう。日本でも「餅は餅屋に」ということわざがあるように、それぞれの仕事に対する尊敬の念があり（逆に言えば素人の軽視）、司法も職業として確立すれば、専門家にまかせるべきという考え方は強い。日本では、司法は公権力の行使という意識が強いことも否定できない。他方、英米の陪審制は、法が庶民生活の中から共同体の意識として観念され、法として成立してきた中で、培われ、根付いてきたものである。イギリス法文化の系統にありながら、アジア地域にも深く関わっているオーストラリアでは、中国をはじめとしてアジアからの移民も多く、また先住民族の文化の尊重という観点も忘れてはならない重要な点である。このことは、本研究3年目に訪問調査したニュージーランドについてもいえる。こうした中で、日本とオーストラリアにおける司法への国民（住民）参加の問題が今後、どのように展開してゆくのか、比較、共同研究の必要性が高いことを実感している。

以上に述べたことは、一つの例示にすぎない。日本と東南アジア、オーストラリア、ニュージーランドそしてその周辺の地域における諸国家間の連携協力関係は、21世紀のアジア地域のみならず、世界の政治、経済、社会問題の解決のための土台となるものである。アメリカや中国のプレゼンスがいっそう強まる中、日本としては、今後、太平洋西淵地域での国家間連携のあり方に意を注ぐべきである。本報告書には、観光資源と環境価値についての研究のほか、研究課題に関連して行った研究会の様子を伝える資料も収録している。インターネットと国際取引の問題、文化遺産の概念と衝突の問題、日韓FTAの問題など、扱われている領域は広い。われわれは、今後、さらに視点を広げながら、この課題を遂行したいと願っている。